

不採択

総務常任委員会

令和7年12月1日受理

請 第 29 号

件名 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等に関する国への意見書の提出を求める請願

紹介議員

提出者 住所 氏名

西 聖一  
岩 田 智子  
幸 村 香代子

（要旨）

政府及び国会に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止もしくは見直しを求める意見書を提出されるよう請願する。

（理由）

2023年10月、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が始まり、制度開始から2年が経過した。2024年12月、埼玉県議会では、自民党県議団が提出した「インボイス制度の廃止等を求める意見書」が可決された。意見書では、インボイス制度を起因とした減収や税負担増による経営の悪化、経理事務の過大な負担を訴える事業者の声を紹介し、エネルギー価格や原材料費等の高騰により厳しさを増す経営環境について指摘し、制度そのものを廃止することが最良の策と言わざるを得ないと述べている。

また、自民党国會議員の約2割強が加入する「責任ある積極財政を推進する議員連盟」が、2023年10月、インボイスが原因で小規模事業者が減収・廃業することがないよう、抜本的支援策の実施を提言している。さらに、自民党地方議員が共同代表を務める「積極財政を推進する地方議員連盟」でも、共通政策提言の中でインボイス制度の廃止を掲げ、多くの自治体で制度の中止・見直し等を求める意見書の請願・陳情が採択されている。

この制度下では、取引先から適格請求書等（インボイス）をもらう必要があり、年間売上1,000万円以下の消費税の免税事業者が課税事業者になる必要があり、発行できなければ不当に値引きされたり、取引から排除されたりしている。

インボイス制度を考える「フリーランスの会」が実施したインボイス制度におけるフリーランス等10,000人実態調査では、未登録事業者の45%が、制度開始後、重要な発注元・売上先からの値引きや取引排除などがあったと回答、インボイス登録事業者の6割が、負担軽減措置のある間は対応できるが、その後は仕事が続けられるか心配と回答している。また、登録事業者の6割超が、消費税や事務負担費用の補填方法として、貯蓄から捻出と回答、さらに、7.4%が消費税の納税のために借金をして補填したと回答している。

今回施行されたインボイス制度は、世界に類を見ない複雑な税制であり、事務処理で発生する人件費が大幅に増加している。

日本商工会議所は、制度施行に慎重な姿勢を崩しておらず、全国青年税理士連盟、青年法律家協会、全国青年司法書士協議会も制度反対の声明を発表している。

経済低迷期を抜け出せない状況下で始まったインボイス制度は、多くの事業者の事業存続を危うくし、地域経済や地域社会に負の影響を与えるかねないとの指摘が現実のものとなっていることから、地方自治法第99条の規定により、インボイス制度の廃止もしくは見直しを政府及び国会に対して求める意見書を提出されるよう請願する。